

青岸汚泥再生処理センター
精密機能検査業務仕様書

和歌山市 市民環境局 環境部 青岸清掃センター

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、和歌山市（以下「甲」という。）が発注する青岸汚泥再生処理センター精密機能検査業務に適用するものとする。

2 業務目的

本業務は、甲が所管する青岸汚泥再生処理センターについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の規定で定められている精密機能検査の実施を受託者（以下「乙」という。）に行わせ、施設の適切な維持管理を図るとともに、今後の施設の修繕及び整備計画、並びに管理運営の参考資料を得ることを目的とする。

3 業務名称

青岸汚泥再生処理センター精密機能検査業務

4 業務履行場所

和歌山市湊1342番地 青岸汚泥再生処理センター

5 業務履行期間

令和8年 月 日から令和9年3月31日まで

6 業務内容

精密機能検査は、厚生省環境衛生局環境整備課長通知「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について（昭和52年11月4日、環整第95号）」中の別紙4一般廃棄物処理施設精密機能検査実施要領（し尿処理施設）に従い行うものとする。なお、業務履行にあたり、甲が必要であると認める場合には、乙との協議により業務内容を変更できるものとする。

7 業務担当者等

乙は管理技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、本業務の遂行に必要な知識と汚泥再生処理センター（し尿処理施設）の精密機能検査の経験を有する技術者を現場代理人（業務担当者）として配置しなければならない。

8 資料等の貸与

本業務の遂行にあたり甲が所有する必要な資料及びデータなどは、提供又は貸与するものとする。

9 提出書類

乙は、本業務の着手時及び完了時に、下記の書類を提出するものとする。

(1) 業務着手時

- ア 業務着手届
- イ 業務担当者届（管理技術者、現場代理人）
- ウ 業務工程表
- エ その他、甲が必要と認める書類

(2) 業務完了時

- ア 業務完了届
- イ 成果品納品書
- ウ 成果品

青岸汚泥再生処理センター精密機能検査報告書（A4版）：10部

精密機能検査報告書に用いた電子データ（ワード・エクセル形式又はPDF形式）
を収めたCD-R：1枚

10 疑義

本業務の実施にあたり、仕様書などの記載事項及び業務の履行上疑義が生じた場合には、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

11 秘密の保持

乙は業務の履行上知り得た情報等について外部に漏らしたり、他の目的に利用してはならない。なお、この契約が解除、解約された場合及び契約が完了した後においても同様とする。

12 関係法令等の遵守

乙は本業務の実施にあたり、関係する法令規則、細則及び通知等を遵守するものとする。

第2章 精密機能検査

1 検査対象施設の概要

- (1) 処理能力 484kL/日
- (2) 処理方式 前脱水+生物学的脱窒素処理方式
- (3) 資源化方式 助燃剤化
- (4) 各設備 受入・前処理設備、前脱水・貯留設備、主処理設備、高度処理設備、消毒・放流設備及び脱臭設備
- (5) 放流水質
 - pH : 5.8~8.6
 - BOD : 10mg/L 以下
 - COD : 35mg/L 以下
 - SS : 20mg/L 以下
 - T-N : 20mg/L 以下
 - T-P : 1mg/L 以下
 - 大腸菌数 : 800CFU/ml 以下

2 検査内容

第1章6 業務内容に示したように「一般廃棄物処理施設精密機能検査実施要領（昭和52年11月4日、環整第95号）」に規定する事項を基本に、施設の現況を勘案して検査を実施すること。また、検査結果から施設の課題等を整理し、今後の施設運営の方向性等を検討すること。

(1) 施設の概要

施設の概要、処理工程等について調査すること。

(2) 運転管理実績

運転管理に係る次の実績を調査し、検討・評価すること。なお、調査対象期間は①が施設運転開始（平成28年6月）から現在まで、②～⑤が直近3か年間とする。

①搬入実績

②運転実績（脱水機供給汚泥量、主処理設備投入量、処理水量、放流量、プロセス水量、余剰汚泥引抜量、凝集汚泥引抜量、各種薬品使用量、助燃剤化量等）

③維持管理費

④主要な設備（装置）の整備経過

⑤定期的に行っている水質試験等の測定結果

(3) 維持管理状況

施設の維持管理状況を調査し、処理機能の安定性や作業環境を向上するために改善すべき事項の有無を評価すること。

①管理状況（管理体制、有資格者等）

②運転状況（各工程、各設備（装置）の評価）

③水質分析状況

④定期点検等の状況（水槽清掃、設備装置の定期点検整備、各種法定点検・法定検査等の実施頻度）

⑤書類の保存、記録状況

（４）処理機能状況

①前処理設備（脱水機含む）、主処理設備、高度処理設備及び消毒・放流設備

処理機能検査に必要と考えられる各工程の処理水及び汚泥等を採取、分析するとともに、現場において必要な測定を行い、処理工程ごとに機能状況を検討し評価すること。

なお、試料の採取箇所及び分析項目は「別表１ 水質等検査項目」を基本とするが、検査時の運転状況から処理機能検査の検討・評価に必要と判断されるものがあれば、甲と協議の上、追加すること。

②脱臭設備

各脱臭設備において、臭気の処理前後の硫化水素及びアンモニア濃度を測定し機能状況を検討し評価すること。なお、測定箇所及び分析項目は「別表２ 脱臭設備検査項目」を基本とする。

（５）設備（装置）状況

施設を構成する各水槽類及び各設備（装置）の外観検査等を行い、直近の整備記録なども参考にし、設備（装置）状態を評価すること。なお、水槽内の検査はマンホールなどからの目視検査を基本とする。

（６）総括及び改善点の指摘

（１）から（５）までの調査及び検査結果を総括すること。また、施設の機能及び維持管理上の問題や課題がある場合には改善点として指摘すること。

（疑義の質問について）

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求められることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より５日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の１７時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

別表1:水質等検査項目 (丸数字は試料数を表す。)

試料名 分析項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
	搬入し尿・浄化槽汚泥	投入し尿・浄化槽汚泥	主処理投入液	硝化槽液	再曝気槽液	沈殿槽越流水	高度処理原水	凝集分離処理水	砂ろ過処理水	放流水	プロセス水	返送汚泥	凝集分離汚泥	脱水汚泥
水温	④	④	③	③	③	③	①	②	①	①	①	③	②	
pH	④	④	③	③	③	③	①	②	①	①	①	③	②	
BOD	④	④	③			③	①	②	①	①	①			
COD	④	④	③			③	①	②	①	①	①			
SS (MLSS)	④	④		③	③			②	①	①	①	③	②	
T-N	④	④	③			③	①	②	①	①	①			
NH ₄ ⁺ -N						③	①							
NO ₃ ⁻ -N						③	①							
NO ₂ ⁻ -N						③	①							
T-P	④	④	③			③	①	②	①	①	①			
Cl ⁻	④	④	③			③	①	②	①	①	①			
色度						③	①	②	①	①				
大腸菌数										①				
含水率														④

注:主処理工程の試料は系列毎に、各汚泥と脱水ろ液は脱水機毎の採取・分析をすること。

試料名:硝化槽液の③は、現場でろ過した試料を検体とする。

別表2:脱臭設備検査項目 (丸数字は試料数を表す。)

	生物脱臭設備 (高濃度臭気)		アルカリ・次亜洗浄設備 (中濃度臭気)		活性炭吸着塔1 (低濃度臭気)		活性炭吸着塔2 (受入室臭気)
	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	
循環液pH	—	①	—	①	—	—	—
循環液量及び塩素濃度	—	①	—	①	—	—	—
硫化水素	①	①	①	①	①	①	①
アンモニア	①	①	①	①	①	①	①

注:測定方法は北川式検知管で行い、定量下限値は、硫化水素(0.05ppm)、アンモニア(0.5ppm)とする。

案内図



所在地：和歌山県和歌山市湊1342番地
青岸汚泥再生処理センター

青岸クリーンセンター

青岸エネルギーセンター

和歌山本港

紀ノ川

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（業務委託）

第1条 甲は青岸汚泥再生処理センター精密機能検査業務（以下「業務委託」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年 月 日から令和9年3月31日までとする。

（業務委託の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って業務委託を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、 円（消費税及び地方消費税分 円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、業務委託の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務委託の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務委託の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、業務委託の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して業務委託の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、業務委託の内容を変更し、又は業務委託を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 業務委託の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、業務委託の履行に関して発生した事故により乙の従事員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の債務不履行）

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により業務委託を履行しなかったときは、その不履行部分に相当する額を減額して、委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額

する額は、甲が定める。

- 2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10までの金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、業務委託を履行したときは、毎月、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、当該月分の委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行の場合によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中業務委託を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害を生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。
- 4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合、業務委託の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をして契約を解除することができる。

- 2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をい

う。以下同じ。)

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引

分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第17条 乙は、甲の債務不履行の場合によるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により業務委託の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による業務委託の一時中止期間が契約期間の2分の1を超えたとき。

2 第13条第4項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

（乙の不完全履行責任）

第18条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由により不完全な不履行をしたと認められるときは、乙に対し、完全な履行を請求することができる。

2 甲は、乙に対し、前項の完全な履行に代え、又は完全な履行とともに損害賠償を請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第19条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第20条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第21条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めるときは、乙の名称、事業所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

（和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守）

第22条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「重要情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して重要情報資産の取扱いをしていると認めるときは、前条第2項の規定を準用する。

（合意管轄）

第23条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（補則）

第24条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。